

こ成保第694号
令和6年7月11日

公益財団法人児童育成協会理事長 殿

こども家庭庁成育局長

「企業主導型保育事業等の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日付けこ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。